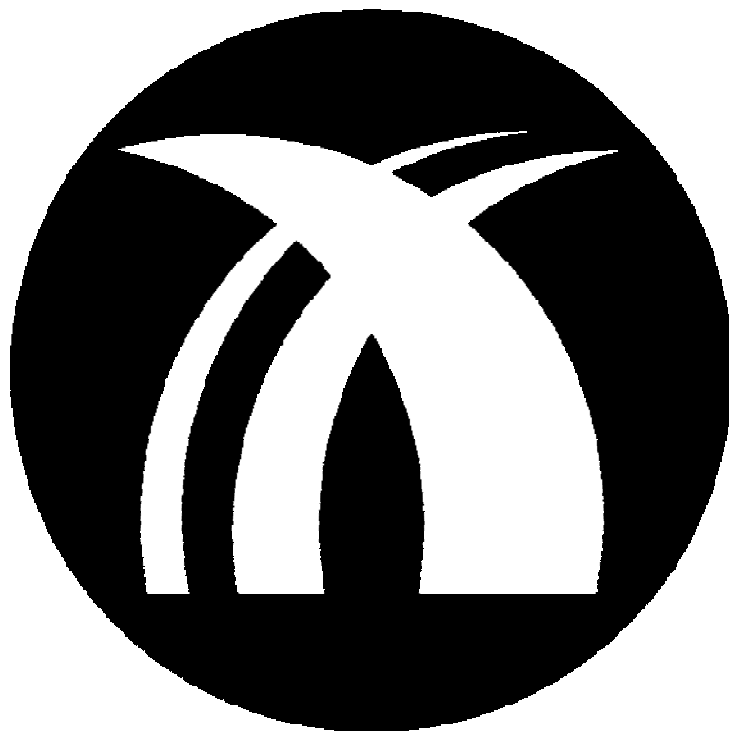


木曾広域連合

広域計画書

計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度（第 4 次計画）

改定版(H28.5.27 変更)



～ ご あ い さ つ ～

木曾広域連合 第4次広域計画策定にあたり

広域連合は、地方自治法の定めるところにより、広域連合や関係自治体が事務処理を円滑に進めていく上での指針となる「広域計画」を策定することとされています。

当広域連合は、平成11年4月の発足以来5年ごとに広域計画を策定・改定し、各種の施策を行ってきました。今回、前計画期間の終了に伴い、平成25年度から平成29年度までの『第4次広域計画』を策定することとしました。

本計画の策定にあたっては、構成団体である木曾郡6町村の基本構想等に掲げられているまちづくりの基本理念や諸施策との調和を保つとともに、平成19年3月に策定された『第三次木曾地域振興構想』を基本としております。

そして、第三次振興構想の基本理念である「水と緑のふるさとづくり」の実現に向け、当広域連合が行う事務の施策について見直しを行いました。

また、地域住民の意見が反映されるよう、行政関係者のみならず各界・各層の委員で構成された「木曾広域連合広域計画策定委員会」を設置して圏域住民の意見を反映すると共に、当広域連合議会での協議もいただきながら、木曾圏域の振興発展と広域行政の円滑な推進が図られるよう、実効性の高い計画を目指し策定いたしました。

今後本計画に基づき様々な事業を展開してまいります。構成団体である木曾郡6町村との連携を深め、より効率的で効果的な運営を進めるため、引き続き住民の皆様をはじめ関係各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月

木曾広域連合長 田中勝巳

目次

1	木曽地域の広域行政の推進に関すること	木曽広域連合規約第5条第1号	……	1
2	広域的な課題の調査研究に関すること	規約第5条第2号		
	ア 環境づくりの推進に関すること		……	3
	イ 福祉及び保健医療の推進に関すること		……	5
	ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること		……	7
3	景観基本構想の推進に関すること	規約第5条第3号	……	8
4	公共サインの設置及び管理に関すること	規約第5条第4号	……	9
5	情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること	規約第5条第5号	……	10
6	行政不服審査会の設置及び運営に関すること	規約第5条第6号	……	10 - 2
7	老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関すること	規約第5条第7号	……	11
8	養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関すること	規約第5条第8号	……	12
9	介護保険に関すること	規約第5条第9号	……	14
10	障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関すること	規約第5条第10号	……	16
11	休日及び夜間の一次救急医療に関すること	規約第5条第11号	……	17
12	葬斎センターの設置及び管理運営に関すること	規約第5条第12号	……	18
13	ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	規約第5条第13号		
	ア 木曽クリーンセンター		……	19
	イ 統合ごみ処理施設（新ごみ処理施設）について		……	20

14	循環型地域づくりの推進に関すること	規約第5条第14号	・・・	2 2
15	し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること	規約第5条第15号	・・・	2 4
16	公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関すること	規約第5条第16号	・・・	2 6
17	広域的な観光振興に関すること	規約第5条第17号	・・・	2 8
18	広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関すること	規約第5条第18号	・・・	3 0
19	消防に関すること	規約第5条第19号	・・・	3 1
20	奨学資金の貸付に関すること	規約第5条第20号	・・・	3 4
21	木曾文化公園の設置及び管理運営に関すること	規約第5条第21号	・・・	3 5
22	埋蔵文化財の委託調査に関すること	規約第5条第22号	・・・	3 7
23	地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること	規約第5条第23号	・・・	3 9
24	木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関すること	規約第5条第24号	・・・	4 1
25	スポーツ振興基金に関すること	規約第5条第25号	・・・	4 6
26	公共土木事業に関すること	規約第5条第26号	・・・	4 7
27	広域計画の期間及び改定に関すること	規約第5条第27号	・・・	4 8
	【付属資料】			
	・ 第4次広域計画策定委員名簿		・・・	4 9
	・ 広域計画策定委員会設置要綱		・・・	5 0
	・ 広域連合計画策定体制		・・・	5 1